

権利譲渡書（兼持分確認書）

国立大学法人東海国立大学機構 御中

氏名 : _____
署名（自筆） : _____
署名日（自筆） : 20 年 月 日

私は、下記の知的財産について、次のとおり同意します。

記

知的財産の名称（届出時） : _____
大学整理番号 : _____
機構内の創作者権利持分 : _____

- 国立大学法人東海国立大学機構（以下「機構」といいます。）の職員等として真に創作したこと。
- 権利持分について了承していること。
- あらかじめ機構に帰属する権利を除き、知的財産権を受ける権利を含むすべての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含みます。以下同じ。）を機構に知的財産の創作日に、機構の規程及び細則（以下「規程等」といいます。）に従って譲渡すること。
- 共同創作者がいる場合は、共同創作者が、知的財産権を受ける権利を含むすべての権利を機構若しくは所属機関又はその他契約に基づき譲渡すること。
- 機構並びに機構から著作権の許諾を受けた者及び機構から著作権を承継した者に対して著作者人格権を行使しないこと。
- 機構を退職した場合でも、機構又は機構から知的財産権を承継した者が知的財産権取得のための申請等を行うときは、その手続きに必要な書面の提出等に協力すること。
- 優先権を主張した国内出願及び外国出願に係る権利、分割出願に係る権利など、派生する権利についても、別に権利譲渡書が提出されない限り、本譲渡書に基づき取り扱われること。
- 規程等又は機構が締結する契約に基づく、秘密保持等の義務を順守すること。
- 知的財産権の運用又は処分により生じた収入は規程等に従い配分されること及び規程等に変更があった場合には変更後の規程等に基づき収入の配分がされること。

以上